【平成22年４月１日適用】

土壌汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き（平成22年４月版）

Ver. 1.0

環境省水・大気環境局
土　壌　環　境　課

目　　次

１．指定調査機関制度の趣旨 ---------- 1
２．指定調査機関の役割 ---------- 1
３．指定調査機関の指定について ---------- 1
3-1 指定の基準 ---------- 1
3-2 欠格条項 ---------- 2
3-3 指定申請の手続及び提出書類 ---------- 3
3-4 指定申請時の提出書類の内容 ---------- 4
⑴指定申請書(様式1) ---------- 4
⑵添付書類 ---------- 4
①定款（財団法人の場合は寄附行為） ---------- 4
②登記事項証明書 ---------- 4
③申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表
及び損益計算書 ---------- 4
④技術管理者の選任及び事業所ごとの配置状況について（様式３） ------- 5
⑤技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し --- 5
⑥役員名簿（様式４(1) ---------- 6
役員略歴（様式４(2)） ---------- 6
構成員名簿（様式４(3)） ---------- 6
⑦土壌汚染対策法第30条各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式５） ---- 7
⑧土壌汚染対策法第31条第2号及び第3号の規定に適合することを
説明した書類（様式６） ---------- 7
⑨環境省ホームページに掲載する指定調査機関関連情報（様式７） ------- 8
⑩事業内容に関するパンフレット等 ---------- 8
3-5 指定（又は棄却）及びその通知 ---------- 8
４．指定の更新について ---------- 9
4-1 更新申請の手続及び提出書類 ---------- 9
4-2 指定の更新及びその通知 ---------- 9
4-3 更新を行わないことによる失効 ---------- 9
５．技術管理者について ---------- 9
⑴技術管理者の要件 ---------- 10
⑵技術管理者試験 ---------- 11
⑶技術管理者証の交付 ---------- 11
６．指定調査機関として行わなければならない届出 ---------- 12
6-1 土壌汚染対策法第37条に基づく業務規程の届出及び業務規程変更の届出 --- 12
⑴業務規程の記載事項 ---------- 13
①土壌汚染状況調査等を行う事業所の所在地 ---------- 13
②土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県 ---------- 13
③土壌汚染状況調査等の実施手順に関する事項 ---------- 13
④土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項 -- 14
⑤土壌汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項 ---------- 14
⑥土壌汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項 ---------- 14
⑦土壌汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項 -------- 15
⑧法第31条第２号及び第３号の基準に適合するために遵守すべき事項 ------ 15

⑨その他 ---------- 15
(2)業務規程の変更 ---------- 16
6-2 土壌汚染対策法第35条に基づく事業所の名称等の変更の届出 ---------- 16
①土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地の変更の届出 ------- 16
②指定調査機関の名称、住所、代表者等の変更の届出 ---------- 16
③技術管理者に関する変更の届出 ---------- 17
④土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する
変更の届出 ---------- 17
⑤役員、構成員等に関する変更の届出 ---------- 17
6-3 業務の廃止の届出 ---------- 17
７.帳簿の備え付けについて（法第38条） ---------- 17
８. 指定調査機関に対する命令、指定の取消し ---------- 18
(1)改善命令(法第36条第3項) ---------- 18
(2)適合命令(法第39条) ---------- 18
(3)指定の取消し(法第42条) ---------- 18
９. 指定調査機関に係る公示について ---------- 19
(1)官報による公示 ---------- 19
(2)環境省ホームページへの掲載 ---------- 19
10. 報告及び検査等 ---------- 19
(1)報告徴収及び検査(法第54条第5項) ---------- 19
(2)定期的な現況の把握等 ---------- 19
11. 申請書・届出書の提出等 ---------- 20
(1)手数料について ---------- 20
(2)提出方法 ---------- 20
(3)提出先及び問い合わせ担当窓口 ---------- 20
12. 経過措置について ---------- 22

(提出書類の様式及び記載例)
・提出書類の様式一覧、目次 ---------- 24
・提出書類の記載例一覧、目次 ---------- 40

１．指定調査機関制度の趣旨

土壌の調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されます。調査結果の信頼性を確保するためには、調査を行う者に一定の技術的能力等が求められます。

土壌汚染対策法（以下「法」という。）では、土壌の調査を的確に実施することができる者を環境大臣が指定し、法に基づく土壌の調査を行う者を当該指定を受けた者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関について環境大臣が必要な監督等を行うこととしています。

※環境省のホームページで法令をご覧いただけます。

http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html

２．指定調査機関の役割

指定調査機関は、法第３条第１項、法第４条第２項又は法第５条第１項に基づいて土壌汚染状況調査を実施する義務が生じた土地の所有者等からの委託等による調査の実施及び法第16条第１項に基づく土壌の調査を実施する機関です。なお、法に基づいて実施される調査以外の土壌の調査を行う場合は、指定調査機関の指定は必要となりません。

３．指定調査機関の指定について

指定調査機関の指定の条件は、下記3-1の指定の基準を満たし、かつ、3-2の欠格条項に該当しない者であることです。

3-1 指定の基準

指定調査機関の指定の基準は、法第31条及び土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下、「省令」という。）において、以下のとおり規定されています。

（法第31条）

環境大臣は、第３条第１項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

１　土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

省令で定める基準（省令第２条第１項、第２項関係）

経理的基礎に係る基準

１　債務超過となっていないこと。

２　土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。

技術的能力に係る基準

・　法第34条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていること。

２　法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

省令で定める構成員の構成（省令第２条第３項関係）

次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者

１　一般社団法人　社員

２　会社法第575条第１項の持分会社　社員

３　会社法第２条第１号の株式会社　株主

４　その他の法人　当該法人の種類に応じて前３号に定める者に類するもの

３　前号に定めるもののほか、土壌汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

省令で定める基準（省令第２条第４項関係）

土壌汚染状況調査の実施に係る組織その他の土壌汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていること。

１　特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと

２　土壌汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと

３　前二号に掲げるもののほか、土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと

各基準の内容の詳細は、４頁の「**3-4 指定申請時の提出書類の内容**」の中で、申請を行う際に作成が必要となる書類とともに説明します。

3-2 欠格条項

指定調査機関の欠格条項は、法第30条において次のとおり規定されており、各項目のいずれかに該当する者は、指定を受けることができません。

（法第30条）

次の各号のいずれかに該当する者は、第３条第１項の指定を受けることができない。

１　この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

２　法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

３　法人であって、その業務を行う役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの

3-3 指定申請の手続及び提出書類

指定調査機関の指定の申請は、省令第１条第１項に基づき、指定申請書（様式１）を環境大臣又は地方環境事務所長に提出することにより行って下さい。提出についての詳細は、20頁の「**11.（3）提出先及び問い合わせ担当窓口**」を御参照下さい。）指定の申請を行う場合は手数料の納付が必要となります。

なお、指定申請書には、省令第１条第２項に基づき、下記「提出書類一覧」に掲げる書類を添付する必要があります。

申請書の提出部数は、正本１部です。

注１）提出する書類は、法の仕組み及び法に基づく土壌汚染状況調査の方法等を十分に理解している者が責任を持って作成して下さい。

注２）申請を行った後、指定を受けるまでの間で、申請書等の記載内容に変更が生じる場合は、速やかにその旨を連絡し、修正等の指示に従って下さい。これを怠って指定を受けた場合は、法第42条第４号に規定する不正の手段により指定を受けた場合に当たるとして、指定の取り消しを行うことがあります。

注３）なお、提出された指定申請書等の書類は、指定調査機関の指定の審査にのみ使用するものです。提出書類の個人情報は、法令に基づく場合を除き、当該使用目的以外に使用や情報公開されることはありません。

＜提出書類一覧＞

申請の際に必要な提出書類は次のとおりです。提出漏れや書類不備がある場合、指定を行うことができない場合もありますので、申請を行う前に提出書類の内容の確認を十分に行って下さい。なお、各書類は以下の順に揃えて提出して下さい。

□指定申請書（様式１）

（以下、添付書類）

①□ 定款（一般財団法人又は公益財団法人の場合は寄附行為）
（省令第１条第２項第１号）

②□ 登記事項証明書（申請の日において発行から３ヶ月以内のもの）
（省令第１条第２項第１号）

③□ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
（省令第１条第２項第２号）

④□ 技術管理者の選任及び事業所ごとの配置状況について（様式３）
（省令第１条第２項第３号、第４号）

⑤□ 技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し
（省令第１条第２項第３号、第４号）

⑥□ 役員名簿（様式４(1)）（省令第１条第２項第５号）

□ 役員略歴（様式４(2)）（省令第１条第２項第５号）

□ 構成員名簿（様式４(3)）（省令第１条第２項第５号）

①□ 法第30条各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式５）

（省令第１条第２項第６号）
⑧□ 法第31条第２号及び第３号の規定に適合することを説明した書類（様式６）
（省令第１条第２項第７号）
⑨□ 環境省ホームページに掲載する指定調査機関関連情報（様式７）
⑩□ 事業内容に関するパンフレット等

※各様式の作成日付は、特段の事情がない限り統一して下さい。

3-4 指定申請時の提出書類の内容

(1)指定申請書(様式1)

申請書の本体です。申請者は会社等の代表者となります。

本様式の記載内容が、法第43条第１号により行う指定後の公示（官報告示）の内容の基礎となりますので、誤りのないよう正確に記載して下さい。

なお、「土壌汚染状況調査等を行おうとする事業所」とは、技術管理者を配置し、法に基づく土壌汚染状況調査等の業務を１つの事業所内で一貫して実施することのできる事業所のことであり、例えば、調査依頼を受け付ける営業窓口としての機能しか有していない事業所や、地歴調査のみを行う事業所、地歴調査・計画作成は行わず、資料採取のみ行う事業所は含みません。

本紙には収入印紙を添えて御提出願います。申請書の記載内容について修正等が必要なときに、書類差し替えをお願いする場合がありますので、特段の事情がない限り貼り付けないで下さい。

(2)添付書類

①定款（一般財団法人又は公益財団法人の場合は寄附行為）
（省令第１条第２項第１号）

②登記事項証明書（申請の日において発行から３ヶ月以内のもの）
（省令第１条第２項第１号）

③申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
（省令第１条第２項第２号）

指定の基準のうち、経理的基礎に係る基準に適合することを証明する書類です。前事業年度のものであることを確認のうえ提出して下さい。

なお、設立直後であり、前事業年度の貸借対照表及び損益計算書が存在しない場合は、設立時における貸借対照表（損益計算書は不要。）を提出するものとします。

経理的基礎に係る基準は、省令第２条第１項第１号において、「債務超過となっていないこと」と定められています。前事業年度の決算が債務超過となっている（貸借対照表上で、資産＜負債）場合は、基準に適合していないため、申請をしても指定を受けることができません。

また、第２号において、「土壌汚染状況調査を的確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること」と定められており、これは省令第２条第２

項の技術的能力に係る基準（技術管理者を適切に配置する）を満たすための経理的能力のことです。具体的には、適切な配置に必要な人数の技術管理者を、常勤として雇用しうる事業活動を継続的に行っていることが必要です。

④技術管理者の選任及び事業所ごとの配置状況について（様式３）

（省令第１条第２項第３号、第４号）

法第33条により指定調査機関は技術管理者を選任することとされています。また、省令第２条第２項で定める指定調査機関の技術的能力を満たすためには、当該技術管理者が常勤の者であることが必要です。

さらに、省令第２条第２項においては、土壌汚染状況調査等に従事する者の監督に必要な人員(技術管理者)が適切に配置されていることと規定されており、具体的には、原則として、１事業所あたり1名以上が常勤していることが必要です。１事業所あたり１名以上の技術管理者が常勤の職員として配置されていない場合は、指定を受けることができない場合があります。

また、同一指定調査機関内では、原則として同一の技術管理者が同一調査業務の全体を管理し、業務の実施について指揮監督することとし、疾病等やむを得ない場合のみ交代できることとします。

※技術管理者の常勤性の要件について

具体的には、申請者において、技術管理者を常勤の職員として雇用し、かつ、その者の人件費を全額負担していることであり、原則として、その者を申請者自らが採用し雇用していること（正社員等であること）としています。

なお上記以外、例えば他社からの出向者については、出向先である申請者においてその者を常勤の職員として雇用し、かつ、その者の人件費を全額負担しているという正社員等と同様の状況である場合に限り、常勤性の要件に適合しているものと認められます。

（様式３）への記載は常勤の者についてのみとし、１．には選任した技術管理者の氏名、技術管理者証交付番号等を記入して下さい。　また、２．については、土壌汚染状況調査等の業務を行う全事業所について、配置された技術管理者の氏名を記入して下さい。

⑤技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し

（省令第１条第２項第３号、第４号）

土壌汚染状況調査等を行う事業所として届け出た事業所では、常に適切な調査を行う事ができる体制が整っている必要があるため、配置されている技術管理者は常勤職員であることが必要です。技術管理者が常勤していることを証明する書類として、技術管理者本人の健康保険被保険者証の写しと直近の標準報酬決定通知書の写し（本人

以外の部分は黒塗りで可）を提出して下さい。

なお、他社からの出向者を技術管理者とする場合については、その常勤性を証明するものとして、以下の書類を提出して下さい。

・出向者本人の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し
・出向先である申請者と出向元との間で締結された出向契約書等
・出向者本人の過去１年間分の出勤簿等
・出向者本人の過去１年間分の給与の支払明細（出向先である申請者が給与を支払又は負担していることが判るもの）

※「標準報酬決定通知書」とは、健康保険と厚生年金保険の加入を義務付けられている事業所が、被保険者の報酬月額等について、定められた期日までに年金事務所若しくは健康保険組合に届け出た（被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届、被保険者資格取得届）後、年金事務所若しくは健康保険組合より、「標準報酬決定通知書」として通知される書類です。（当該通知書には、過去３ヶ月分の報酬月額が記載されているのが通例です。）詳しくは総務担当あるいは経理担当にご確認下さい。

申請者が個人事業主である場合、技術管理者が75才以上の後期高齢者である場合で、本書類を提出できないときは、申請者において技術管理者が常勤していることを証明できるその他の書類（任意の書類）を提出し、確認を受けることになります。

⑥役員名簿（様式４(1)）　（省令第１条第２項第５号）

申請者が法人である場合は、常勤、非常勤を問わず全ての役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者）を名簿にして掲げて下さい。なお、役員には、会社法第575条第１項の持分会社の社員、同法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに相当する者を含みます。

様式４(1)～(3)については、それぞれの様式の記載項目等を満足する別の書類があれば、当該書類で代替しても結構ですが、その場合、様式４(2)の代替書類については、役員本人の記名・捺印が必要となりますのでご注意下さい。

役員略歴（様式４(2)）　（省令第１条第２項第５号）

「役員名簿」で掲げた全ての役員について、本様式により略歴を記載し、本人による記名・捺印の上、提出して下さい。

構成員名簿（様式４(3)）　（省令第１条第２項第５号）

法人の種類に応じて以下１～３の構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合を本様式により記載して下さい。

１　一般社団法人（特例社団法人及び公益社団法人を含む。）又は会社法第575条第１項の持分会社の場合は、社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律又は会社法上の社員であり、従業員ではありません。）

２　会社法第２条第１号の株式会社の場合は、発行済株式総数の５％以上の株式を有する株主

３　その他の法人の場合は、当該法人の種類に応じて、上記１～２に類するもの

なお、「構成割合」欄には、株式会社の場合は、発行済株式総数に対する割合

（持株比率）及び総株主の議決権に対する割合（議決権比率）を％表示で記載して下さい。

⑦土壌汚染対策法第30条各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式５）
（省令第１条第２項第６号）

申請者が欠格条項に該当しないことを誓約する書面として提出して下さい。

⑧土壌汚染対策法第31条第２号及び第３号の規定に適合することを説明した書類
（様式６）（省令第１条第２項第７号）

指定の基準のうち、役員等の構成やその他の体制が土壌汚染状況調査等を公正に実施する体制であることを説明する書類です。

本書類は、指定調査機関が指定を受けた後、法第37条の規定により別途作成することとされている業務規程（土壌汚染状況調査等の業務に関する規程）において、基準に適合するよう遵守する事項として規定する内容を前もって説明するものです。本書類ではその内容を具体的に説明する必要があります。

1）様式6上段「土壌汚染対策法第31条第2号の規定に係る規程の内容」に記載する事項

法第31条第２号においては、「法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が法に基づく土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。」と規定しており、このことを規定する業務規程の内容を記載して下さい。

省令で定める構成員

（省令第２条第３項）

法第31条第２号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

１　一般社団法人　社員
２　会社法第575条第１項の持分会社　社員
３　会社法第２条第１号の株式会社　株主
４　その他の法人　当該法人の種類に応じて前３号に定める者に類するもの

具体的には、自らが所有する土地や汚染原因者である可能性がある土地は勿論のこと、自らと一定の関係を有する者（具体的には、①会社法上の子会社・親会社の関係にあるか、金融商品取引法上の連結会計の対象となる関係にある者、②自らの役員の過半数が役員や使用人を現に務めており、又は過去２年間に役員や使用人を務めていた者等が考えられます）が所有する土地や汚染原因者である可能性がある土地については、原則として法に基づく土壌汚染状況調査を実施しないといった、不公正な調査実施を排除するための遵守事項が業務規程において的確に規定されることにより、調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとして、本基準に適合するものと判断することとしています。

2）様式6下段「土壌汚染対策法第31条第3号の規定に係る規程の内容」に記載する事項

法第31条第３号においては、「前号に定めるもののほか、土壌汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。」と規定しており、このことを規定する業務規程の内容を記載して下さい。

省令で定める基準

（省令第２条第４項）

法第31条第３号の環境省令で定める基準は、土壌汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壌汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。

１　特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。

２　土壌汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

３　前２号に掲げるもののほか、土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

具体的には、特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと、調査の依頼者との取引関係や利害関係の影響を受けないこと等の基準を満たすために整備した指定調査機関内の体制について業務規程に記載します。

⑨環境省ホームページに掲載する指定調査機関関連情報（様式７）

環境省では、土壌汚染状況調査等を行う土地の所有者等への情報提供を目的として、ホームページに指定調査機関の情報を掲載しています。

本様式により、業務を行う事業所の連絡先電話番号、業務を行う区域等ホームページ掲載用の関連情報を提出して下さい。

なお、ホームページ情報の確実性を保つため、掲載内容に変更がある場合には、その都度速やかに本様式の差し替えを届け出て下さい。

⑩事業内容に関するパンフレット等

申請者が行う事業の概要把握のため、事業内容に関するパンフレット等がありましたら、申請の際にあわせて提出して下さい。

※提出書類の個人情報の取扱いについて

提出された指定申請書等の書類は、指定調査機関の指定の審査にのみ使用するものです。提出書類の個人情報は、法令に基づく場合を除き、当該使用目的以外に使用されることはありません。

3-5 指定（又は棄却）及び通知

指定申請書の受理後、速やかに審査を実施し、概ね１ヶ月を目途に、指定（又は指定申請の棄却）を行います。結果は、通知書により通知します。

なお、通知書の再発行は行いません。

４．指定の更新について

指定調査機関の指定は、法第32条第１項の規定により、５年ごとにその更新を受けなければ効力を失います。更新時期については特に連絡をいたしませんので、業務を継続される場合は十分ご注意下さい。なお、平成22年３月31日までに指定を受けた指定調査機関については、平成22年４月１日に新たな指定をうけたものとみなされますので、平成22年４月１日から５年ごとに更新を行って下さい。

4-1 更新申請の手続及び提出書類

指定の更新手続きは、省令第３条第１項の規定により、現在受けている指定の有効期限の３月前までに、指定の更新申請書(様式２）に初回申請時と同様の書類（「**3-3 指定申請の手続き及び提出書類**」参照。）を添付し、環境大臣又は地方環境事務所長に提出することにより行って下さい。更新申請書（様式２）には収入印紙を添えて御提出下さい。（収入印紙は特段の事情がない限り貼り付けないで下さい。）詳細は、19頁の「**11. (1)手数料について**」を御参照下さい。

なお、前回の指定申請時に提出している添付書類の内容に変更がない場合は、その旨（例：「省令第１条第２項第１号及び３、４、５、６、７号に係る書類について変更はない。」）を更新申請書の備考欄に明記のうえ、当該書類についての提出を省くことができます。

4-2 指定の更新及びその通知

更新申請書の受理後、審査を実施し、法第３条第１号の指定の更新を行います。結果は通知書により通知します。

なお、通知書の再発行は行いません。

4-3 更新を行わないことによる失効

前記の更新手続きにより指定の更新を行わない場合、法第32条第１項の規定により、指定調査機関の指定は、その指定の有効期間の満了後に失効します。

５．技術管理者について

法第33条により、指定調査機関は技術管理者を選任することとしており、また、法第34条により当該技術管理者に土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせることが必要であるとしています。このことは省令第２条第２項（１頁「**3-1 指定の基準」を御参照下さい。**）においても指定調査機関の技術的能力に係る基準として規定されています。

また、指定調査機関が行う土壌汚染状況調査等が、適切な者の監督の下に実施されるようにするため、省令第４条により、当該監督を行う者は技術管理者証の交付を受けた

者であることとしています。技術管理者証の交付については、省令第５条第１項により、交付の要件の一つとして、環境大臣が実施する技術管理者試験に合格した者としています。

技術管理者は、法に基づく土壌汚染状況調査等の技術面について指揮・監督する立場の者ですので、調査全般にわたっての専門知識があり、調査の適切な実施及び評価が行える能力が必要です。

(1)技術管理者の要件

省令で定める技術管理者の要件は以下のとおりです。

（省令第５条第１項）

環境大臣は、次のいずれにも該当する者に対し、技術管理者証を交付するものとする。

１　第11条に規定する技術管理者試験に合格した者

２　次のいずれかに該当する者

イ　土壌の汚染の状況の調査に関し３年以上の実務経験を有する者

ロ　地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者

ハ　土壌の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

３　次のいずれにも該当しない者

イ　次項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から１年を経過しない者

ロ　法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ハ　法第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

上記第２号（次のいずれかに該当する者）の具体的内容は以下のとおりです。

イ　土壌の汚染の状況の調査に関し３年以上の実務経験を有する者

「土壌の汚染の状況の調査に関する実務経験」とは、我が国において、法第２条第１項及び法施行令第１条で定める特定有害物質を１物質以上含む土壌汚染の調査について、試料採取地点の選定を含む計画の立案、調査の実施、調査結果の評価・取りまとめを一貫して指揮、監督を行った経験を指します。土壌等の試料の採取や測定・分析といった、調査の作業の一部の経験では、実務経験を有することにはなりません。なお、調査の作業の一部を他社へ委託した場合でも、上記のとおり、調査の計画立案、調査実施、調査結果の評価・取りまとめを一貫して実施責任者として行ったのであれば、実務経験を有することとなります。

また、「実務経験」は、地下水調査のみ、地質調査のみなど土壌の汚染の状況の調査に関係のない調査は含みません。

なお、「３年以上」とは、申請時において、年１回以上調査を実施した年が３回以上あり、かつ、最初に調査を行った時期から申請日まで３年間以上の期間が経過していることが必要です。

ロ　地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者

「地質調査業の技術上の管理をつかさどる者」とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による地質調査業者の登録を受けている者が置くものとされている、同規程第３条第１号イ～ハのいずれかの要件に該当する者です。

「建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者」とは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタントの登録を受けている者（登録部門が「地質部門」又は「土質及び基礎部門」であるものに限る。）が置くものとされている、「地質部門」又は「土質及び基礎部門」に係る同規程第３条第１号イ、ロのいずれかの要件に該当する者です。

なお、技術管理者証の申請時に、申請者本人が、実際に地質調査業者又は建設コンサルタントの登録を受けている機関に所属しているかどうかについては問われません。

ハ　土壌の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

技術士法による第２次試験のうち技術部門を環境部門（選択科目「環境保全計画」又は「環境測定」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている技術士は、本要件に該当する者であると判断することとしています。

これ以外の者としては、例えば、大学の研究機関等で長年にわたり土壌の汚染の状況の調査等について研究した研究者などで、個別の審査により十分な知識及び技術を有すると認められた者については、本要件に該当することとなります。

(2)技術管理者試験

技術管理者試験では、土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するための知識及び技能の有無を問うものであり、一定の基準に達し合格した者に対しては合格証書が交付されます。

試験は毎年１回実施されます。試験の期日、場所並びに受験申請に係る事項は官報にて公示されます。

(3)技術管理者証の交付

省令第５条第１項（上記(1)）の規定に該当する者は、所定の申請を行うことにより、技術管理者証の交付を受けることができます。

なお、省令第６条第２項において、当該申請は申請者が技術管理者試験に合格した日から１年以内にしなければならないとされており、申請者はその時点で上記(1)の要件が満たされていることが必要です。

また、技術管理者証の有効期間は５年です。有効期間の更新を受けたい場合は、有効期間の満了する日までに講習の受講等、所定の更新手続きを行う必要があります。

※技術管理者試験、技術管理者証の交付に関する手続等の詳細については、20頁の環境省本省又は環境省の指定する機関にお問い合わせ下さい。

６．指定調査機関として行わなければならない届出

指定調査機関は、指定を受けた後、法及び省令に規定された以下の届出をする必要があります。

6-1 土壌汚染対策法第37条に基づく業務規程の届出及び業務規程変更の届出

指定調査機関は、法第37条第１項の規定により、業務規程（土壌汚染状況調査等の業務に関する規程）を定め、土壌汚染状況調査等の業務の開始前にこれを届出なければなりません。具体的には、指定通知書の受理後、速やかに業務規程届出書（様式８）とともに、業務規程１部を提出して下さい。届出の期限は指定の通知の際にあわせてお知らせしますが、概ね、指定通知が届いてから約１～２週間後程度が届出の期限となりますので、あらかじめ準備をしておいて下さい。

なお、業務規程の届出がないまま業務を開始した場合、本規定違反として、法第42条第２号の規定により、指定を取り消される場合がありますので、十分に注意して下さい。

業務規程の記載事項については、省令第19条において次のように規定されており、作成にあたっては、この規定の要件に適合した内容とする必要があります。

（省令第19条）

法第37条第２項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

１　土壌汚染状況調査等を行う事業所の所在地
２　土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項
３　土壌汚染状況調査等の実施手順に関する事項
４　土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項
５　土壌汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項
６　土壌汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項
７　土壌汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項
８　法第31条第２号及び第３号の基準に適合するために遵守すべき事項
９　前各号に掲げるもののほか、土壌汚染状況調査等の業務に関し必要な事項

業務規程の記載事項の具体的内容及び変更の届出手続等については、以下のとおりです。

（1）業務規程の記載事項

①土壌汚染状況調査等を行う事業所の所在地

法に基づく土壌汚染状況調査等の業務を１つの事業所内で一貫して実施することのできる事業所の名称・所在地を記載します。記載内容は、指定申請書（様式１）に記載したものと同じになります。

②土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項

指定調査機関が土壌汚染状況調査等の業務を行う都道府県を、事業所ごとに記載します。

③土壌汚染状況調査等の実施手順に関する事項

指定調査機関内の調査業務に係る実施手順等、以下の項目について記載します。

なお、作成にあたっては**「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン」（平成20年７月環境省水・大気環境局土壌環境課）（以下「ガイドライン」という。）**を御参照下さい。

http://www.env.go.jp/water/dojo/gl_disc-qc/index.html

・業務の実施体制及び責任分担

調査の作業を担当する組織、調査結果を確定するための内部手続及び担当組織内での責任分担、調査の作業の一部を他者に委託等する場合にあってはその旨及び委託する作業の内容等を規定して下さい。

なお、他者へ委託等することなく、自ら特定有害物質の濃度分析等の作業（計量証明の事業）を行う場合には、その旨を規定するとともに、自身が計量証明事業者（ただし、事業の区分に、土壌中の物質の濃度を含むものに限る）であることを示す「計量証明事業登録証」の写しを添付する必要があります。

※作業の一部を他者へ委託（外注）することについて

土壌の採取作業自体は特別なものではなく一般的な作業であり、また、分析作業はその信頼性を確保するための計量法に基づく計量証明事業者の仕組みが既に存在していることから、指定調査機関以外の者が行ってもその信頼性は確保できるため、指定調査機関が自ら土壌の採取や分析を行うことを指定の要件としていないものです。（勿論、指定調査機関が自ら作業の全てを行えることが最も望ましい。）

土壌汚染状況調査等の作業の一部（土壌の採取作業、分析作業等）を他者に委託する場合は、その旨及び委託する作業の内容について、明確に規定する必要があります。なお、採取した土壌試料中の特定有害物質の濃度に係る測定・分析を行い、その結果を証明する事業は、計量法第107条の規定により計量証明の事業の登録を受けた者（計量証明事業者）しか行うことができませんので、他者へこれらの作業を委託する

場合は、必ず、計量証明事業者に委託することとし、その旨を規定する必要があります。

当然のことながら、土壌汚染の調査を適正に行うために最も重要となる、試料採取地点の選定、調査結果の評価等の調査の根幹にあたる部分について他者に委託することはできません。

※指定調査機関内の調査業務に係る実施体制は、技術管理者が調査業務の全体を管理し、業務の実施について指揮・監督する体制である必要があります。

・調査結果への苦情等の処理体制

調査の依頼者などからの苦情等の受付窓口を設ける旨や連絡体制の整備などを規定して下さい。

指定調査機関に対する苦情等は調査の依頼者からだけではなく一般住民や行政機関などからもあり得ます。したがって、顧客対応を主とした製品管理のＩＳＯ規定だけでは必ずしも対応できないこととなります。

・調査の瑕疵が明らかになった場合の取扱い

調査に瑕疵（不備等）が判明した場合は、早急に補足調査等を行う旨を規定して下さい。

④土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項

土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとに配置された技術管理者について記載してください。具体的には、事業所ごとの技術管理者の人数を記載することになります。業務規程には技術管理者の氏名まで記載する必要はありません。

⑤土壌汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項

土壌汚染状況調査等を円滑かつ適切に行うために、業務に従事する者に対して行われる教育（講習会やセミナー、研修の受講など）について規定して下さい。詳細については「ガイドライン」を御参照下さい。

⑥土壌汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項

省令第20条第１項の規定により、指定調査機関には５年間の帳簿の保存が義務づけられているため、業務規程にその旨を定める必要があります。（調査の結果、要措置区域あるいは形質変更時要届出区域に指定された土地については、指定が解除された後５年間が望ましい。）帳簿の内容についての詳細は、17頁の「**７．帳簿の備え付けについて**」を御覧下さい。

また、調査結果の通知に関する事項としては、土壌等の試料採取地点、測定結果等の調査結果の内容のほか、調査の作業の一部を他者に委託した場合にあっては、委託先名及び委託した作業の内容について、調査の依頼者へ通知すべき旨等を定めること

となります。

⑦土壌汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項
　指定調査機関として、組織的に業務の品質の管理に取り組む際の基本方針（法令遵守や技術向上、発注者への対応、社会的な貢献など）やその管理体制（内部チェックの責任者の設置等）を規定して下さい。詳細については「ガイドライン」を御参照下さい。

⑧法第31条第２号及び第３号の基準に適合するために遵守すべき事項
　法第31条第２号においては、「法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が法に基づく土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」と規定しており、これに適合するために遵守すべき事項を業務規程の内容として記載する必要があります。内容については７頁、**「1）様式6上段「土壌汚染対策法第31条第2号の規定に係る規程の内容」に記載する事項」**を御参照下さい。
　法第31条第３号においては、「前号に定めるもののほか、土壌汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること」と規定しており、これに適合するために遵守すべき事項を業務規程として定める必要があります。内容としては、指定申請時の様式６下段に記載した省令第２条第４項について規定することを記載します。内容については７頁、**「2）様式6下段「土壌汚染対策法第31条第3号の規定に係る規程の内容」に記載する事項」**を御参照下さい。

⑨その他業務に関し必要な事項
　その他、指定調査機関において必要と考える事項について定めることとなります。

　なお、業務規程を定める際に貴機関の他の社内規程を引用する場合は、業務規程の届出の際に当該社内規程の添付が必要となります。
　また、当該社内規程を変更する場合（指定調査機関に関する部分以外の変更の場合も含む）には、業務規程の変更の届出が必要となります。（引用元の社内規程が変更されれば、引用先の業務規程にも変更の影響が生じることとなります。）

注）業務規程の制定日、施行日について
　業務規程には必ず制定日及び施行日を設定して下さい。
　設定の基本的な考え方は以下のとおりですが、具体的な日付の設定にあたっては、業務規程の案を提出する際、環境省担当官と調整を行って下さい。

制定日：指定日以降で、貴機関において業務規程を制定した日
施行日：業務規程の届出日以降で、土壌汚染状況調査等の業務を開始しようとする日

(2)業務規程の変更

業務規程の内容を変更しようとするときは、業務規程変更届出書（様式10）に新旧の対照を明記した関連書類を添付し、変更する業務規程による業務の開始前に、届け出なければなりません。

届出がないまま変更後の業務を開始した場合、法第42条第２号の規定により、指定を取り消される場合がありますので、十分に注意して下さい。

なお、業務規程の記載内容には、事業所の名称や所在地、業務を行う都道府県の区域に関する事項、技術管理者の配置に関する事項等が含まれているため、それらを変更する場合には上記業務規程変更届出書（様式10）とあわせて、以下（**6-2**）の法第35条に基づく変更届出書（様式９）を変更の14日前までに提出する必要があります。

6-2 土壌汚染対策法第35条に基づく事業所の名称等の変更の届出

指定調査機関は、以下の事項について変更を行う場合には法第35条に基づき、変更しようとする日の14日前までに変更届出書(様式９）に新旧の対照がわかる関連書類を添付のうえ、届出を行う必要があります。これらの変更届出を行わない場合には、法第42条第２号の規定により、指定を取り消される場合がありますので注意して下さい。

具体的には法第35条及び省令第18条に定められており、以下のとおりとなります。

①土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地の変更の届出（法第35条）

指定調査機関が土壌汚染状況調査を行う事業所の名称又は所在地等を変更するときは変更の届出をする必要があります。本届出が必要となる具体的な場合は以下のとおりです。

・指定調査機関が事業所の名称を変更する場合
・指定調査機関が事業所の所在地を移動する場合
※ただし、市町村の合併により所在地の表記が変更になる場合で、指定調査機関が事業所の所在地を移動するものではない場合には、本届出は不要です。（このような場合は、環境省において必要な確認を行います。）
・指定調査機関が事業所を新設又は廃止する場合

なお、上記の変更により、環境省における担当窓口が変わる場合でも、当該変更の届出までは従前の担当窓口が届出先となります（次回以降の届出先は変更後の担当窓口となります。）。担当窓口については、20頁の「**11. (3)提出先及び問い合わせ担当窓口**」を御参照下さい。

②指定調査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名変更の届出（省令第18条第１項第１号）

指定調査機関がその氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更するときは、速やかに変更の届出を行って下さい。なお、本届出により代表者の変更を行ったときは、新任者の略歴（様式４（２））も添付書類として提出して下さい。

③技術管理者に関する変更の届出（省令第18条第２号第３号）

指定調査機関が選任する技術管理者を変更するとき、また事業所ごとの技術管理者の配置を変更するときには、速やかに氏名及び技術管理者証の交付番号の変更の届出を行って下さい。なお、新しい技術管理者については、常勤性を証明する書類を添付して下さい。書類の詳細は、５頁の「**3-4(2)**⑤技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し」を御参照下さい。

④業務を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する変更の届出（省令第18条第４号）

土壌汚染状況調査等の業務を行う事業所ごとの都道府県の区域を変更する場合には変更の届出を行って下さい。

⑤役員、構成員等に関する変更の届出（省令第18条第５号）

指定調査機関が法人である場合は、役員の氏名、法人の種類に応じた構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成員の構成割合を変更するときは変更の届出をする必要があります。なお、本届出により役員の変更を行ったときは、新任者の略歴（様式４（２））も添付書類として提出して下さい。

※上記①、④また③のうちの技術管理者の配置状況については、上記法第35条に基づく変更の届出と同時に、法第37条第１項の規定に基づく業務規程の変更（15頁「**６. 6-1(2)業務規程の変更**」参照。）にも該当する場合があるので、**6-1(2)の記載に該当する場合は、**業務規程変更届出書（様式10）による届出（変更する業務規程による業務の開始前に提出）が必要です。（ただし、事業所に配置する技術管理者を変更したとしても、事業所に配置する人数を変更しない場合は業務規程の変更届出は不要です。）

なお、②及び⑤の変更については、登記完了後、速やかに登記事項証明書の原本を提出して下さい。

6-3 業務の廃止の届出

指定調査機関は、土壌汚染状況調査の業務を廃止したときは、法第40 条の規定に基づき、遅滞なく、業務廃止届出書（様式11）により届け出なければなりません。本届出があったときは、法第43条第３号の規定に基づき、その旨を公示することとなります。

なお、指定調査機関の指定の効力は、本届出を行った時点ではなく、届出を行う前の土壌汚染状況調査の業務を廃止した時点で即座に失われることとなります（法第41条）。

７．帳簿の備え付けについて

指定調査機関が実施した土壌汚染状況調査等の結果及び内容については、法第38条に

基づく帳簿に記録しなければなりません。帳簿の保存については、省令第20条第１項の規定により、５年間の保存が義務づけられています。帳簿の内容は以下のとおりです。なお、帳簿については省令等で様式が定まっているものではありませんので、以下の内容を記した任意の帳簿を指定調査機関において作成して下さい。

（省令第20条第２項）
　法第38条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
１　土壌汚染状況調査等の発注者の氏名又は名称及び住所
２　土壌汚染状況調査等の方法及び結果並びに当該調査の結果を都道府県知事に報告した日
３　法第34条に規定する監督をした技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号
４　前号の技術管理者の当該監督の状況

８．指定調査機関に対する命令、指定の取消し

環境大臣又は地方環境事務所長は、指定調査機関が行う業務の信頼性確保のため、必要な命令及び指定の取消しを行うことができます。

（1）改善命令（法第36条第３項）

環境大臣又は地方環境事務所長は、指定調査機関が土壌汚染状況調査等を行うことを求められたにもかかわらず、正当な理由なくこれを行わないとき、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その土壌汚染状況調査等を行うこと、又はその方法を改善することを命ずることができます。

改善命令を的確に行うことができるよう、正当な理由なく土壌汚染状況調査等を行わない、又は調査の方法が適当でない指定調査機関に関する情報がありましたら、最寄りの担当窓口までお寄せ下さい。

（2）適合命令（法第39条）

環境大臣又は地方環境事務所長は、指定調査機関が法第31条の指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの基準に適合するために必要な措置を講ずることを命ずることができます。

（3）指定の取消し（法第42条）

環境大臣又は地方環境事務所長は、指定調査機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができます。

①　法第30条第１号又は第３号（欠格条項）に該当するに至ったとき。
②　法第33条（技術管理者の選任）、第35条（変更の届出）、第37条第１項（業務規程の届出・規程変更の届出）又は第38条（帳簿の備付け等）の規定に違反したとき。

③　法第36条第３項の規定による命令（改善命令）又は法第39条の規定による命令（適合命令）に違反したとき。
④　不正の手段により法第３条第１項の指定を受けたとき。

９．指定調査機関に係る公示について

（1）官報による公示

指定調査機関の指定、更新を行わないことによる指定の失効、指定取消、業務廃止の際には公示を行います。この他、環境省において指定調査機関が業務を廃止していると確認した場合（例えば、登記簿で法人が解散していることを確認した場合など）にも公示を行います。具体的には官報告示及び公告等により、指定調査機関の名称及び住所を公示します。

（2）環境省ホームページへの掲載

上記（1）のほか、環境省ホームページにおいても指定調査機関関連情報を掲載します。掲載する関連情報は、指定番号、機関名、業務を行う事業所の名称・郵便番号・所在地・電話番号及び業務を行う都道府県です。これらの情報に変更がある場合は順次更新をします。

掲載URLは以下のとおりです。全ての指定調査機関を「五十音順（事業所の所在する都道府県別を含む）」「担当窓口別」「指定番号順」の３つの内容に分類した上で掲載しています。

http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html

10. 報告及び検査等

環境大臣又は地方環境事務所長は、指定調査機関の監督等のため、必要な報告をさせたり、検査を行うことができます。

（1）報告徴収及び検査（法第54条第５項）

環境大臣又は地方環境事務所長は、法第54条第５項の規定に基づき、法の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。

なお、本報告を行わない場合や虚偽の報告を行った場合、又は本検査を拒む等の場合は、法第67条第３号の規定により、30万円以下の罰金に処せられます。

（2）定期的な現況の把握等

上記の他、指定調査機関における指定基準への適合状況や調査業務の実施状況等について把握するため、定期的に現況の報告を行って頂くこととしております。報告された内容は、環境省において確認し、必要に応じて、指導や命令等を行うことがあり

ます。

11. 申請書・届出書の提出等

(1)手数料について

各種申請には下記の手数料が必要です。申請書に該当金額の収入印紙を貼付せずに別添にして御提出下さい。収入印紙の金額は下記の金額であることを必ずご確認下さい。金額が不足している場合でも、過大な場合でも受け付けることはできません。また、現金での支払いや日本銀行への払込による支払いは受け付けていません。

なお、額の過不足がある場合には、申請者の負担により、申請書類を返却することがあります。

(申請手数料)	
・指定の申請	30,900円
・指定の更新の申請	24,800円

(2)提出方法

申請書・届出書の提出方法は、下記担当窓口への郵送又は持参のどちらでも結構です。提出された書類は返却しません。

なお、書類の審査が終了した後、申請者宛に申請結果の通知書を発出いたしますので、１４０円切手を貼付した返信用封筒（Ａ４版。返信先の郵便番号、住所、名称、担当者氏名を明記）を申請書とあわせて提出して下さい。

(3)提出先及び問い合わせ担当窓口

土壌汚染状況調査を行う事業所の所在地に応じて、環境省における担当窓口は異なります。詳しくは以下のとおりです。

【担当窓口の所在地、連絡先、担当区域】

担当窓口	所在地	連絡先	担当区域
環境省水・大気環境局 土壌環境課（本省）	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5521-8321	複数の地方事務所にまたがって事業所を有している場合、本省が担当窓口になります。
北海道地方環境事務所 環境対策課	〒060-0001 北海道札幌市北区8条西２丁目1番地札幌第1合同庁舎3Ｆ	011-299-1952	北海道
東北地方環境事務所	〒980-0014	022-722-2873	青森県、岩手県、

環境対策課	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎６Ｆ		宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方環境事務所 環境対策課	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18Ｆ	048-600-0815	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
中部地方環境事務所 環境対策課	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－２	052-955-2134	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿地方環境事務所 環境対策課	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート（ＯＭＭ）ビル8Ｆ	06-4792-0703	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国地方環境事務所環境対策課	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第２合同庁舎11Ｆ	086-223-1581	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
中国四国地方環境事務所高松事務所環境対策課	〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F	087-811-7240	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方環境事務所 環境対策課	〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22	096-214-0332	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※各書類の提出の宛先は、「○○課　指定調査機関担当」として下さい。

12. 経過措置等について

(1)平成22年3月31日までに指定を受けることができなかった指定調査機関について

平成22年３月31日までに指定の申請を行ったものの、指定が同日までに行われなかった者については、改正省令附則第２条第１項により、旧法の指定基準に基づき指定の審査を行うこととしています。

（改正省令附則第２条第１項）
この省令の施行の際現に改正法による改正前の土壌汚染対策法（以下「旧法」という。）第十条第一項の規定により旧法第三条第一項の指定の申請をしている者（次項において「旧法に基づく申請者」という。）の当該指定に係る基準については、この省令による改正後の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「新省令」という。）第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(2)技術管理者について

改正省令附則第２条第２項により、改正法施行の際、現に指定を受けている指定調査機関又は平成22年３月31日までに旧法に基づく指定の申請を行った機関に置かれた技術管理者については、平成25年３月31日までは技術管理者証の交付を受けた者とみなされます。ただし、これによって技術管理者証の交付を行うものではありませんので、平成25年３月31日までに省令第５条第１項の技術管理者証の交付を受けることができなかった場合、以後は技術管理者として活動することができません。

なお、平成22年３月31日時点で指定調査機関に置かれている技術管理者については、平成22年４月以降に調査をさせていただくことを予定しております。調査の詳細については、別途連絡いたします。

技術管理者については、改正省令第２条第２項において、技術的能力に係る指定の基準として、監督に必要な人員が適切に配置されていることと規定されており、具体的には、原則として、１事業所当たり１名以上が常勤していることを要求するよう解釈することとしています（５ページの「3-4(2)④技術管理者の選任及び事業所ごとの配置状況について」参照）。ただし、平成25年３月31日までは、同項は、１指定調査機関当たり１名以上が常勤していれば足りるものとして運用することとしますので、それまでに新法の指定基準に適合するよう計画的に準備してください。平成25年４月１日以降、技術管理者が１事業所当たり１名以上常勤していない指定調査機関は、法第39条に基づき、適合命令が発出され、その命令に違反した時は、法第42条第３号の規定に基づき、指定が取り消されることがありますので、ご注意下さい。

また、技術管理者が１名常勤する指定調査機関において、平成25年３月31日までの間、当該技術管理者の異動があった場合において、後任の技術管理者を得ることができないときは、緩和された運用の下においても、改正省令第２条第２項の基準に適合

しないことにより、指定が取り消されることがありますので、ご注意下さい。

（改正**省令附則第２条第２項**）
この省令の施行の際この省令による改正前の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第二条第二項の規定による土壌汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者として旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者又は旧法に基づく申請者（改正法による改正後の土壌汚染対策法（次項において「新法」という。）第三条第一項の規定による指定を受けた者に限る。）に置かれているものは、新省令第五条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間は、技術管理者証の交付を受けている者とみなす。

(3)業務規程について

改正省令附則第２条第３項により、平成22年４月１日の時点で既に指定を受けている指定調査機関については、平成23年３月31日までの間は、旧法の業務規程に基づいた事項を定めればよいこととしております。平成23年３月31日までに、新法の業務規程に基づいた事項を定めていない指定調査機関は、指定が取り消される場合もありますので、ご注意ください。

平成22年度指定調査機関現況報告の際に、新法に対応した業務規程をご提出いただくことを予定しています。ただし、社内体制整備等の関係上、平成22年度現況報告までにご提出いただくことができない場合は、後日提出していただくことになります。

（改正**省令附則第２条第３項**）
この省令の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者が新法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、新省令第十九条の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による

(4)指定調査機関及び技術管理者証の更新時期について

改正省令附則第２条第２項により、平成22年４月１日の時点で既に指定を受けた指定調査機関は、平成22年４月１日に新法による指定を受けた者とみなされますので、同日を基準として５年ごとに更新を受けてください。一方、技術管理者証については、実際に技術管理者証の交付を受けた日から５年ごとに更新を受けてください。

(５)経過措置期間中の技術管理者証の交付番号の記載の省略について

技術管理者証の交付番号を記載する必要のある、改正省令第20条第２項第３号による帳簿や、改正土壌汚染対策法施行規則第１条第２項による土壌汚染状況調査等の結果報告書については、経過措置期間中の技術管理者については、技術管理者証の交付番号の記載を省略することとして運用します。